

事 務 連 絡

平成25年1月15日

都道府県労働局

総務部総務課長 殿

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災管理課長補佐（総務担当）

労災保険給付等の支払事務の都道府県労働局への集中化について

労災保険給付等の支払事務については、その一部が各労働基準監督署（以下「署」という。）において行われていますが、事務の効率化を図る観点から、当該事務の都道府県労働局（以下「局」という。）への集中化について検討を行っているところです。

つきましては、局で労災保険給付等の支払事務を行う場合の事務処理案を別添のとおり作成いたしましたので、ご検討の上、ご意見等を別紙様式に記載いただき、1月24日（木）までに提出いただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事務処理案の基本的考え方は、下記のとおりです。

記

- 1 労災保険給付等の支払事務を局へ集中化する場合は、署の資金前渡官吏を廃止し、局に残務承継資金前渡官吏を設置する予定としていること。
- 2 局における効率的な事務処理を図る観点から、現金による支払いを除き、局支出官による支払いとすること。
- 3 署から局に対して行う支払依頼等については、システム非対応分も含め、システム端末を有する局労災補償課において取りまとめ、総務課に提出することとすること。

労災保険給付等の支払事務の都道府県労働局への集中化についての意見

(労働局)

1 実施に当たっての課題等

2 実施する場合の時期

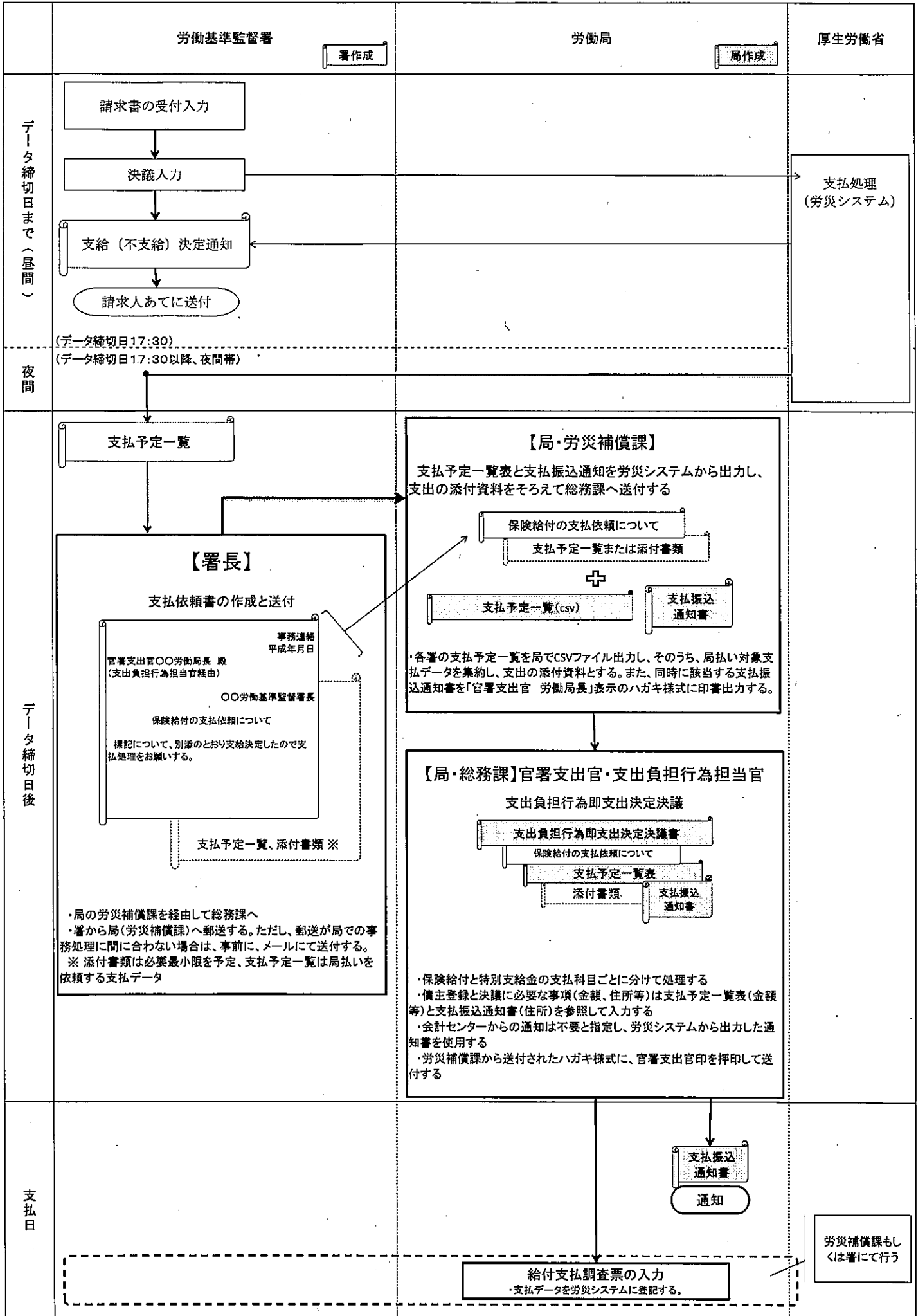
① 平成 25 年 4 月 1 日から

② その他 ()

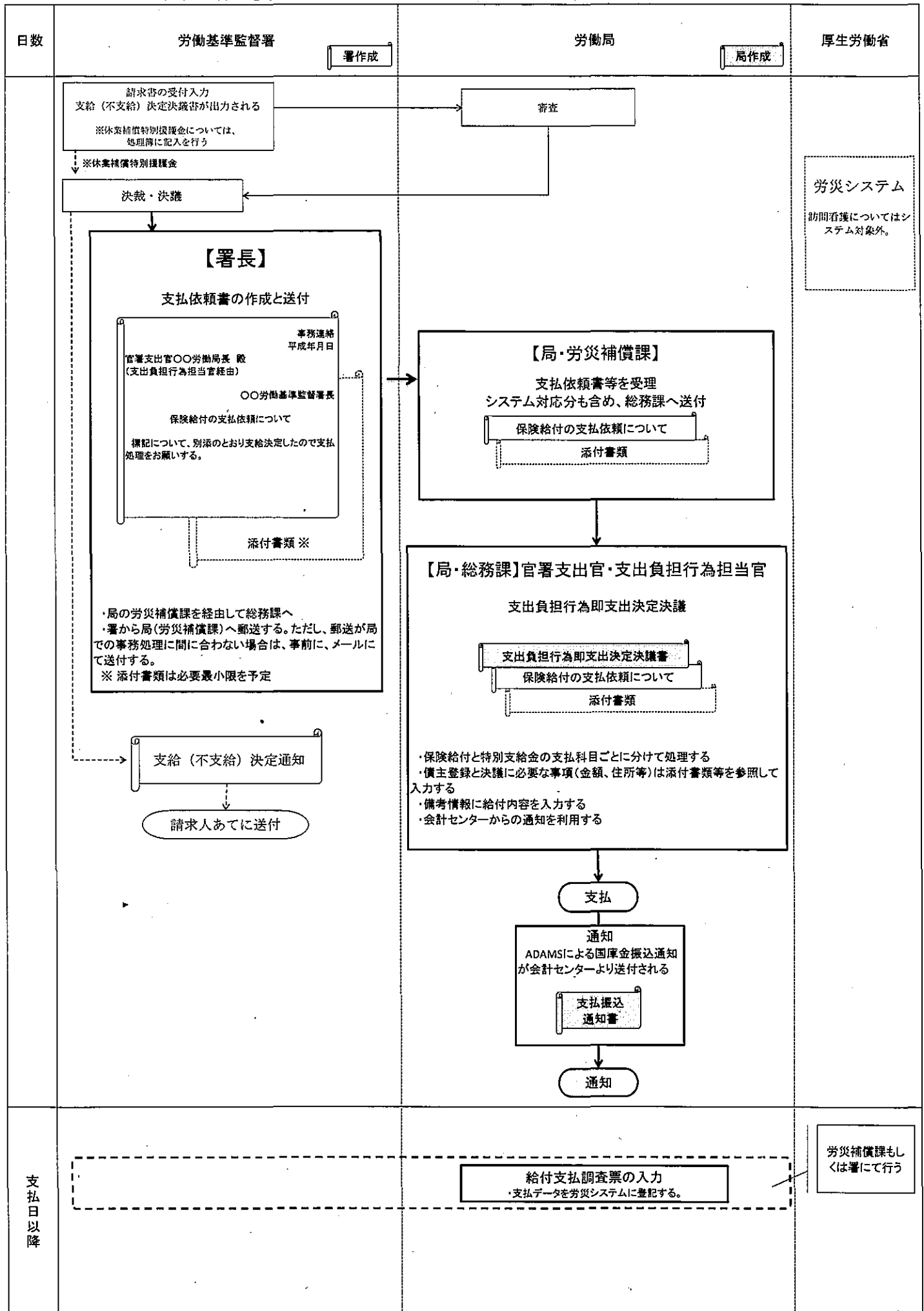
3 事務処理案に対する意見

4 その他意見・要望等

支払に係る事務処理フロー（局の官署支出官払い・労災システム対応分）案

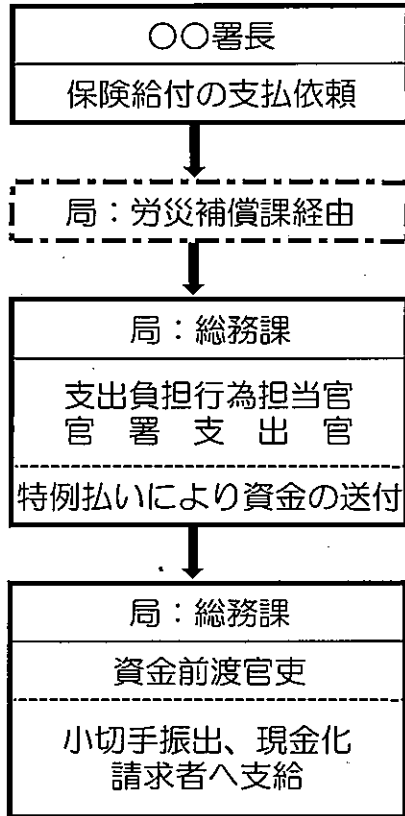


支払に係る事務処理フロー（局の官署支出官払い・労災システム非対応分）案

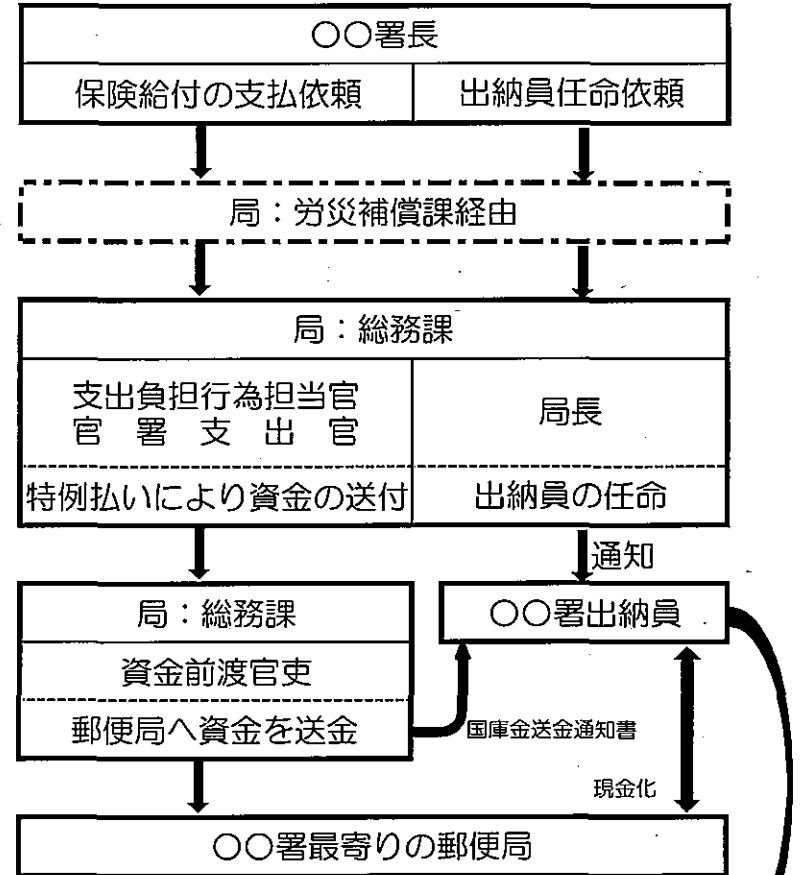


現金（当地）払いの事務処理フロー（概略図）

【請求者が局に来ることが可能な場合】



【請求者が〇〇署に来ることが可能な場合】



現金支給の受け払いに係る具体的な手続きについては、
「資金前渡官吏事務取扱手引」
49ページ参照

請求者へ支給
※支払後、出納員は廃止

残務承継資金前渡官吏とは

1 設置の目的

廃止される資金前渡官吏の残務業務を行うために設置する。

2 残務業務の内容

① 毎月の計算証明書及び附属証拠書類の提出

そのために、日銀から残高証明の取得が必要

② 債権管理する債権があり、国庫に納付されたときの支出官等

への振替手続き

③ 送金払いにより送金した資金が1年経過後に支払未済として

返送されたときの歳入徴収官への振替手続き

④ 国庫金振替書の枚数確認

3 残務承継資金前渡官吏の口座

廃止される資金前渡官吏の日銀口座を引き継ぐ。

4 残務承継資金前渡官吏の廃止時期

債権管理する債権がなくなり、かつ、最終の送金払いから1年

以上経過した適当な時期